

広島市食品寄附マッチングシステム「ひろしま食マッチ」利用規約

「ひろしま食マッチ」（以下「本システム」という。）とは、食品を寄附したい事業者等（以下「食品寄附者」という。）と、フードバンクや福祉施設等の食品を必要とする団体（以下「食品受取者」という。）とを適切にマッチングするシステムです。

本システムを利用する場合は、この利用規約（以下「本規約」という。）への同意が必要となります。

（適用）

第1条 本規約は、本システムに利用登録をした、事業者及びフードバンク等の食品を必要とする団体（以下「利用者」という。）と、本市との間の本システムに関わる一切の関係に適用されるものとします。

（利用者の要件）

第2条 利用者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (2) 本市が本システムを運営するために必要な限度で、調査することに同意及び協力すること。
- (3) 前1、2号に掲げるもののほか、本システムの趣旨、目的に照らして適当でないと本市が判断する者に該当しないこと。

（食品寄附者の利用登録）

第3条 食品寄附者は、本市が定める方法によって利用登録を申請し、本市がこれを承認することによって利用登録が完了するものとします。

2 本システムを利用できる食品寄附者は、以下の要件をすべて満たす者としてします。

- (1) 一次生産、食品加工・製造、小売等の流通、ケータリング、ホスピタリティ部門等、食品サプライチェーンの各段階で余剰食品を提供する事業者、災害用備蓄食品等を提供する事業者、余剰農作物等を提供する農林水産業者等であること。（事業者ではない個人は含みません。）
- (2) 事業活動に伴って発生した未利用食品を無償で提供すること。

（食品受取者の利用登録）

第4条 食品受取者は、本市が定める方法によって利用登録を申請し、本市がこれを承認することによって利用登録が完了するものとします。

2 本システムを利用できる食品受取者は、以下の要件をすべて満たす者としてします。

- (1) 以下のいずれかに該当し、広島市内において一定の活動実績があり、その活動実績がホームページ等で確認できること。

ア 食品寄附者から受け取った食品を、広島市内の社会福祉法人、特定非営利活動法人その他生活支援を必要とする個人の支援を目的とする団体を通じて、又は、直接広島市内の個人に対して食品を提供する団体（フードバンク活動団体、社会福祉協議会等）

イ 食品寄附者から受け取った食品を使用して作った食事を、広島市内の生活困窮者等に提供する団体（こども食堂団体等）

ウ 食品寄附者から受け取った食品を、ア又はイの団体に提供する団体

(2) 前号の活動実績に代えて、以下のいずれかに該当することが確認できること。

ア フードバンクやこども食堂等の活動支援を目的とする国等の補助金等の交付が決定していること。

イ 広島市保健所により、食品衛生法に基づく営業許可を受けている、又は、同法に基づく届出が受理されていること。

(衛生管理規約の遵守)

第5条 利用者は、別に定める衛生管理規約を遵守するものとします。

(合意事項)

第6条 利用者は、以下の事項に合意するものとします。

(1) 食品寄附者は、食品受取者の希望を考慮して、提供する食品の種類や量、配送方法や納期を検討し、食品受取者に対しこれを提供すること。

(2) 食品寄附者は、食品衛生法その他関係する法令に適合する食品を食品受取者に提供すること。

(3) 食品受取者は、寄附食品の品質が保持されるよう食品衛生法その他適用される法令に従い、適切に管理等すること。

(4) 食品受取者は、寄附食品を転売せず、金銭その他の有価物と交換をしないこと。

(5) 食品受取者は、寄附食品の取扱いに関する情報を記録し、これを1年間保存すること。

(6) 食品受取者は、食品寄附者や本市が提供食品の利用の結果についての報告を求めた場合には、遅滞なくこれに応じること。

(7) 寄附食品に関する責任の所在は以下のとおりとすること。

ア 食品寄附者が当該食品を食品受取者に提供するまでの段階の寄附食品の品質に関しては、食品寄附者の責任において管理すること。食品寄附者が食品受取者に食品を提供した後、食品受取者がこれを提供先に提供（当該食品を用いて加工した場合を含む。）するまでの間の品質に関しては、食品受取者の責任において管理すること。

イ 食品寄附者が食品受取者に提供した食品に起因して食品衛生上の問題が生じた場合については、提供前の原因によるものは、食品寄附者の責めに帰すべき事由による場合は食品寄附者の責任、提供後の原因によるものは、食品受取者の責めに帰すべき事由による場合は、食品受取者の責任とすること。

(8) 寄附食品に起因した食品事故発生時における対応は以下のとおりとすること。

ア 食品寄附者と食品受取者は、寄附食品に係る事故が発生した場合、食品寄附者、食品受取者又は関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明や事後の対応、再発防止策等について、別途誠実に協議すること。

イ 食品受取者は提供食品に起因する事故等が発生したことを認識した際には、食品寄附者に連絡すること。

ウ 食品寄附者が食品受取者に食品を提供した後に、食品寄附者が当該食品に起因する食品事故等が発生する可能性を認識した場合は、速やかにその内容を食品受取者に伝達し、食品受取者は提供先へ伝達し、当該食品が食品受取者に残っている場合にはこれらを回収することとし、既に食品受取者から提供先に当該食品又はこれを加工・調理等したものを提供した場合には、体調への注意喚起及び食中毒等が生じた場合の連絡先を伝達すること。

(9) 寄附食品の製造・販売者名、食品の名称等に関する情報の公表や取材時における取扱いについて、食品受取者は食品寄附者の方針に従うこと。

(ID及びパスワードの管理)

第7条 利用者は、自己の責任において、本システムのID及びパスワードを適切に管理するものとします。

2 利用者は、いかなる場合にも、ID及びパスワードを第三者に譲渡又は貸与し、もしくは第三者と共用することはできません。

(禁止事項)

第8条 利用者は、本システムの利用に当たり、次に掲げる行為をしてはなりません。

(1) 法令、条例又は公序良俗に反する行為

(2) 暴力団又は暴力団員等に対して直接又は間接に利益を供与する行為

(3) 本システムで知り得た利用者の情報等を、本システムと関係のない宣伝、広告、勧誘又は営業などに用いる行為

(4) 他の利用者、その他第三者の知的財産権、その他の権利を侵害し、又は、侵害するおそれのある行為

(5) 本システムへの不正なアクセス等及び当該侵害行為を助長する行為

(6) 本市の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、又は、担保に供する行為

(7) 前各号のほか、本システムの運営に支障を来たす行為、そのおそれがある行為又は本市が不適切と認める行為

(利用制限及び登録抹消)

第9条 本市は、利用者が次のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、利用者に対して、本システムの全部もしくは一部の利用を制限し、又は利用者としての登録を抹消することができるものとします。

- (1) 利用登録の申請に際し虚偽の事項を届け出た場合
- (2) 過去に本システムの利用登録を抹消されたことがある者である場合
- (3) 第2条から第8条に定める事項に反すると認められる場合
- (4) 本市が本システムの利用者として適当でないと認める場合

(退会)

第10条 利用者は、活動内容又は事業内容の変更等により本システムの利用を停止する際は速やかに本市に申し出るものとします。

(規約の変更)

第11条 本市は、必要と判断した場合には、利用者に通知することなく本規約を変更することができるものとし、改定後の規約は、本システム上に掲示された時点で効力を生じることとします。なお、本規約の変更後、本システムを利用した場合には、利用者は変更後の規約に同意したものとみなします。

付則

- 1 本規約は、令和8年4月1日から施行します。

衛生管理規約

(食品寄附等に関する官民協議会「[食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～](#)」(令和6年12月策定)に基づいています。)

(安全面等の管理)

1 食品寄附者は、食品を寄附するまでは、原則として寄附食品の品質を保証し、寄附前の原因による寄附食品の品質や食品衛生上の問題については、原則として食品寄附者の責任となります。そのため、以下について留意することとします。

(1) 寄附食品の品質及び衛生管理

ア 保存の方法、消費期限又は賞味期限、アレルゲン及び食品の品質や安全性に悪影響を及ぼす包装の破損等が無いことを事前に確認すること。また、必要に応じて寄附食品の保管等の基準を指定すること。

イ 保管中の食品が期限を過ぎた場合、汚損又は破損等により食品衛生上の問題が生じた場合は、食品を提供しないこと。

(2) 食品の受渡しにおける注意事項

食品受取者からの希望等の内容と受渡しの準備をした食品との照合を行うとともに、保存の方法、消費期限又は賞味期限、アレルゲン及び食品の品質や安全性に悪影響を及ぼす包装の破損等が無いことを確認して受渡しを行うこと。

(3) 施設の衛生管理

ア 食品衛生法に基づく営業者（食品衛生法第4条第7項及び第8項。）にあつては、同法及び関連する法令において営業者に求められる衛生管理を行うこと（食品衛生法第51条）。

イ 同法に基づく営業者でない場合（災害用備蓄食品を提供する事業者等）は、以下の事項に留意して衛生管理を行うこと。

① 製造・保管施設及びその周辺は、定期的に清掃し、常に衛生上支障のないように維持すること。

② 施設内の採光、照明及び換気を十分行うこと。

③ 製造・保管施設の窓及び出入り口は、開放しないこと。やむを得ず、開放する場合には、じん埃、ねずみ類、害虫等の侵入を防止する措置を講ずるとともに、ねずみ類、害虫等の定期的な駆除作業を実施すること。

④ 便所は常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

⑤ 施設内では動物を飼育しないこと。

2 食品受取者は、以下について留意することとします。

(1) 寄附食品の品質・衛生管理

寄附食品を受け取る際には、食品の情報（名称、数量、保存の方法や保存上の注意点、消費期限又は賞味期限、アレルゲン等）を事前に確認すること。

また、寄附食品の受取後は、以下の点に注意して衛生管理を行うこと。

- ア 食品の保管、荷さばきに必要な施設及び機械を設置・保有するとともに、取り扱う食品に応じて、冷蔵庫等の低温管理施設及び保冷車（普通車両での冷蔵品の輸配送時における業務用保冷箱及び保冷剤を使用する場合を含む。）を設置・保有し、輸配送時を含めて適切な温度管理を行うこと。
 - イ 食品、食品の入った段ボール等の外箱を床に直置きしないものとし、食品衛生に悪影響を及ぼす薬品、廃棄物等とは分けて保管すること。
 - ウ 保管中の食品が期限を過ぎた場合や、汚損又は破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は、提供をしないこととすること。また、これらの食品は明確に区別できるようにし、汚液又は汚臭が漏れないようにするとともに、廃棄物として処理し、処理の委託等を行う場合には、市町村等の定めるルールを遵守すること。
 - エ 食品の取扱いに従事する者は、食品衛生に関する研修・講習等を定期的受講し、食品衛生に関する必要な知見の習得に努めること。
- (2) 食品の受取時における検品
- 受取時には、事前に食品寄附者に確認した内容と受け取った食品の名称、数量の照合を行うとともに、保存の方法、消費期限又は賞味期限、アレルギー及び食品の品質や安全性に悪影響を及ぼす包装の破損等がないことを確認すること。
- (3) 施設の衛生管理
- ア 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、常に衛生上支障のないように維持すること。
 - イ 施設内の採光、照明及び換気を十分行うこと。
 - ウ 窓及び出入り口は、開放しないこと。やむを得ず、開放する場合にあっては、じん埃、ねずみ類、害虫等の侵入を防止する措置を講ずるとともに、ねずみ類、害虫等の定期的な駆除作業を実施すること。
 - エ 便所は常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
 - オ 施設内では動物を飼育しないこと。